

個人向け国債の取引に関する説明書

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする「契約締結前交付書面」です。)

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

○ 個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。

手数料など諸費用について

- ・ 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 個人向け国債を中途換金する際、原則として※下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。
 - 変動10年：直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定 5年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定 3年：2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

- ・ 個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6（書面による金融商品取引契約の解除条項）の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

- ・ 当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

※ 発行から一定期間の間には中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。

個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当社における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- ・ 個人向け国債の募集の取扱い
- ・ 個人向け国債の中途換金の為の手続き

個人向け国債に関する租税の概要

お客様に対する個人向け国債の課税は、原則として以下によります。

- ・ 個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 個人向け国債は、発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けた場合は、発行から1年以内であっても中途換金が可能です。
- ・ 個人向け国債は、原則として個人のみ保有可能であり個人以外への譲渡は認められておりません。
- ・ 個人向け国債は、その償還日又は利子支払日の3営業日前から前営業日の3日間を受渡日とするお取引は原則できません。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において個人向け国債のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意いただいた日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、応募又は中途換金の別、数量等のお取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引をお受けできない場合があります。また委託注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文されたお取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」を交付します。また、定期的に「取引残高報告書」を交付します。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡ください。

当社の概要・連絡先

商 号 等	リテラ・クレア証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第199号
本店所在地	〒104-0031 東京都中央区京橋1-2-1 大和八重洲ビル3階
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
資 本 金	37億94百万円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和22年12月
連 絡 先	お取引のある下記営業店の責任者もしくは本社コンプライアンス部（連絡先：03-6385-0650）まで直接ご連絡ください。

<当社の営業店舗>

本 店	東京都中央区京橋1-2-1	TEL：03-6385-0611
大 阪 支 店	大阪府大阪市北区曽根崎新地1-4-12	TEL：06-6451-3101
姫 路 支 店	兵庫県姫路市駅前町330	TEL：079-223-3361
豊 岡 支 店	兵庫県豊岡市元町1-6	TEL：0796-22-4355
敦 賀 支 店	福井県敦賀市呉竹町2-8-20-1	TEL：0770-23-7111
上 尾 支 店	埼玉県上尾市仲町1-7-26	TEL：048-774-1211

<金融ADR制度のご案内>

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、以下の指定紛争解決機関をご利用できます。（公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

指定紛争解決機関：特定非営利活動法人 証券・金融あっせん相談センター（FINMAC）
フリーダイヤル：0120-64-5005（受付時間：9時～17時 土日祝日を除く）

以 上
【2022年10月】